

市民の動き (4月1日現在)

人口			世帯
総数	男	女	(0)
(-157)	(-136)	(-21)	11,980
49,044	23,297	25,747	

( )は前月との比較

## 造ろう『みどりの産業都市』

### 市の総合計画が決まりました

マスタープラン

鳥栖市の街づくりの方向とその実現のための方策を示す「鳥栖市総合計画」が決定しました。総合計画は、昭和60年を目標年次とした基本構想と、この構想に基づいて行なう中期(47年～51年)の根幹事業を明らかにした基本計画から成り立っています。

基本構想は、総合計画審議会の答申を全面的に尊重した原案を、去る47年12月市議会に提案しました。議会で継続審

査として、14議員による特別委員会を設けて、1月以降、慎重に研究、討議を重ねられたものであります。同委員会の結論は、議会最終日の3月27日に委員長から報告され、別項のような特別委員会の意見を付けて、ご賛同をいただきました。市執行部といたしましては、この意見を十分尊重して今後の諸施策を進める所

存であります。こうして誕生しました総合計画は、わたしたち市民の願いを明文化した、いわばわが街の「憲法」であり、市民一人一人の決意であります。この決意をわたしたちすべてが胸にたたみ込み、理想とする「みどりの産業都市」へ着実に歩いて行こうではありませんか

鳥栖市長 原 忠 實



### 基本構想のあらまし

#### 1 策定の意義

「鉄道の分岐点。に加え、高速道路の分岐点としての鳥栖は、九州のヘソとしての地位をたかめ、それはさらに日本の中での重要な拠点として着目されるに至った。また一方では、経済優先がもたらした環境破壊に対して国民はきびしく反省を求め、人間の命と暮らしを守る福祉優先を強く願っている。こういう内外情勢の激しい転換期をとらえ、新しい発想とたくましい創意によって、住みよい豊かな未来のまちづくりを目指すための施策の大綱を示すものである。

#### 2 基本姿勢

- (1) 市民生活優先の立場から、社会資本の充実をはかる。  
——教育、文化、福祉の諸施設をはじめ、上下水道、公園、生活道路などの生活環境整備に最大の努力をかたむける。
- (2) 健全な経済の成長を生活水準の向上に結びつける。  
——各産業の調和のとれた振興発展をはかり、市民生活の豊かさを求める。
- (3) 交通拠点の活用により、地方の中心都市としての機能を充実する。  
——鳥栖・久留米圏の中での機能(交通、流通業務、内陸工業)と、広域都市圏の中での中核的役割りを果たす。

#### 3 計画区域の範囲

原則として鳥栖市行政区域とするが、道路・交通・水利など広域的配慮が必要なものは近隣市町村域にも及ぶ。

# 調和のとれた都市づくりを

## 第1章 総論

### 1 将来像

鳥栖市がめざす将来の理想的都市像は「みどりの産業都市」とする。

#### (1) 無公害の秩序あるまち

公害の未然防除と計画的な都市づくりによる住みよい都市環境づくり

#### (2) 花とみどりがあふれるまち

みどりと清流と豊かな自然美を守るとともに公園・道路をはじめ市内の公共施設や工場周辺などが花とみどりでいどられたまちづくり。

#### (3) 調和のとれた産業都市

地の利を活用し、適正な産業の配置によって工業を中心とした各産業

#### 世帯数の推計

区 分	昭45年	昭60年
世 帯 数	11,174	23,600
人 口	47,369人	77,000人
1世帯当り(市)	4.24人	3.26人
〃 (国)	3.72人	3.21人

の調和のある発展をはかる

### 2 将来人口

本市の昭和60年の総人口は約7万7000人と想定し、

将来の適正人口は15万人を目途とする。過去の着実な人口増と、今後予想される福岡都市圏や流通業務などの人口増を勘案して推計すると、昭和60年までに自然増約9000人、社会増約2万人が見込まれる。

### 3 世帯数

昭和30年からの核家族化の進行で、本市の世帯数増加の傾向にあり、反面、出生率の低下により世帯規模は減少している。

### 4 就業人口

就業人口の推計は別表のとおりで、第一次産業の減少に対し第二次産業の増加が目立つ。

### 就業人口の推計

区 分	総人口 (人)	就業人口 (人)	就業率 (%)	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
				人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
昭和45年	47,369	23,367	49.3	4,203	18.0%	7,531	32.2%	11,633	49.8%
昭和60年	77,000	36,900	47.9	2,400	6.5	15,700	42.6	18,800	50.9

### 5 市民所得の推計 (市民1人当りの所得水準)

区 分	昭 和 4 5 年			昭 和 6 0 年	
	総 人 口	総 所 得	1人当り所得	1人当り所得	60/45
国	1億372万60人	59兆480億円	57万円	118万2000円	2.07
佐賀県	83万8468人	3526億6000万円	42万1000円	116万4000円	2.76
鳥栖市	4万7369人	315億6000万円	66万6000円	167万1000円	2.51

### 6 産業の生産・出荷・販売目標 (近郊型農業をすすめる)

区 分	基 準 年 次 (45年)	目 標 年 次 (60年)	60/45年
米	13億9000万円	9億9500万円	0.75
野 菜	1億8500万円	4億1700万円	2.25
果 樹	9300万円	3億6000万円	3.87
花 木	5300万円	3億1900万円	6.02
畜 産	4億5800万円	6億8700万円	1.50
合 計	21億700万円	27億7800万円	1.32

この項は5ページにつ

# 人間性ゆたかに

## 第2章 教育、文化の向上

次代をなす世代の好ましい教育環境づくりと、幼児から老人に至る「生涯教育」のための文化活動の場を整備充実しうるおのいある人間づくりと豊かな精神文化の創造をめざす。

#### 〔基本計画〕

### 1 幼児教育

人口1万人に対し1園という文部省の基本方針によると、昭和60年に8園が必要であり、「公立」を目標に設置につとめる。

### 2 学校教育

行政区とマッチした校区の再編成と小中学校の新設をはかり、校舎の鉄筋化をすすめる。

▼古賀岡地付近に小学校を設置する。

▼屋内運動場は、各学校とも鉄骨構造で建設する。

▼プールのない2中学校に設置をすすめる。

▼情操教育と健康と安全のため、全校の運動場に花木と芝を植える。

▼土井町の旧土木事務所跡地に給食センターを作り、中学校の完全給食をはかる。

▼教職員定数の確保をはかる。

▼教材、設備、備品の充実をはかる。

▼奨学金の貸付むくや対象の拡大をはかる。

▼高等学校の学校増と増設をはかる。

▼大学・研究施設などの実現につとめる。

### 3 社会教育

増大する余暇時間の利用を単に趣味・レジャーにとどめず、教養と市民意識を高めるために活用する場として、次のような社会教育施設を整える。

▼歳上町付近に総合グラウンドの用地を確保し体育館を建設する。

▼総合グラウンド予定地周辺に市民会館

# 人間尊重と生活優先

## 第3章 生活環境の整備

急速な経済成長は一面、社会資本や福祉の立遅れ、ひいては人間疎外というひずみをもたらした。これからは何よりもまず生活優先の原則で、環境悪化を未然に排除し、住みよい清潔なまちづくりに努めると共に、住宅、交通安全、保健衛生、社会保障、老人対策など福祉行政の強化、拡充につとめる。

#### 〔基本計画〕

### 1 社会福祉

▼保育施設の整備充実をはかり、古賀岡地に乳幼児保育所をつくる。

▼チビッ子広場、児童館の設置につとめる。

▼心身障害児・身体障害者・精神障害者の援護につとめる。

▼生活保護者の援助と自立をすすめる

▼母子家庭の援助につとめる。

▼70歳以上の老人医療費は48年度から無料とし、対象年齢の引下げをはかる。

▼一人暮らし、寝たきり老人などの援護につとめる。

▼老人クラブの育成をはかり、老人の積極的な社会活動への参加をうながす。

▼老人福祉センターの設置をはかる。

▼労働条件の向上をはかり、労働会館の建設助成を行なう。

(または文化会館)をたてるための事業に着手する。

▼図書館は古野町の旧市議事堂周辺を利用し、15万冊の蔵書を目指して新設する。

▼社会教育センターをつくる。

### 4 文化財保護

文化遺産の保護につとめ、史跡、埋蔵文化財、民俗資料などの早期発見と適切な集中保護をはかる。

### 2 社会保険

▼国民健康保険の給付内容の改善と財政の健全化をはかり、保険活動をすすめる。

### 3 交通安全

▼歩行者優先の道路行政をすすめる一方交通安全施設の整備、交通安全運動の推進をはかる。

▼国・県道をはじめ一般市道、とくにスクールゾーン内の歩道設置をはかる。

▼交通安全思想の普及と交通指導の強化をはかる。

▼既成市街地の再開発と合わせ、駐車

場の設置をはかる。

### 4 環境衛生

▼昭和48年度から下水道事業に着手する。下水道は昭和68年度までに市街化区域15362を整備する。

▼ゴミ収集体制の合理化と処理能力の拡充をはかる。

▼火葬場周辺の整備と取付道路の改良を行ない、昭和48年度から使用料を無料化する。

### 5 公害対策

▼公害防止施設の整備指導と監視、観測体制の強化をはかる。

▼公害を発生するおそれのある企業には「公開の原則」で対処し、公害防止協定の締結をすすめる。

▼今後の進出企業の選択を行なうはか既成市街地内で問題になる工場・事業所などの移転をはかる。

### 6 保健衛生

▼成人病予防対策の強化につとめる。

▼昭和50年を目標に手洗接種の無料化をはかる。

▼日本住血吸虫の撲滅をはかる。

### 7 住 宅

▼今後5年間の住宅需要は公営400戸民間自力で3000戸と推定されるのでその建設をはかる。

### 8 余暇利用施設

公園、文化施設などの整備充実とともに、山間、山麓、河川などを利用した河

畔公園、遊歩道、サイクリング道などの整備をすすめる。

## 展望台もできた朝日山

朝日山(村田町)は、この存も多くの花見客を楽しませました。とくにことしは頂上に高さ5名の展望台ができたほか、その周辺も整備されました。また要所には案内板も立てられ、遊歩道のコースも分りやすくなっています。

同山は市がおよそ1500万円で購入し、44年度から47年度までおよそ2700万円です。延長工事を進めたものです。延長およそ2700名の同路、橋、階段、子どもの遊び場、ゴミ焼却炉、便所の建設、植樹などを行いました。遊び場にはスベリ台やブランコが設けられています。

同山からは鳥栖市街360度の展望がきき、天気によっては雲仙、有明海方面も望むことができます。高さは133位程度ですからお寄りも楽しめます。

### 公園を大切に

▼同路にはバイクを乗り入れないでください。危険なうえ、道もいびれます。  
▼樹木を折ったり、掘り起こしたりしないでください。  
▼燃えるゴミは焼却炉に、びんやあきかんだの燃えないゴミは金のかごに捨てましょう。



朝日山頂上のサクラと展望台

## 北茂安の 電話局番変る

3月22日から、北茂安局の電話に市内局番がつき、市外局番も変りましたのでご注意ください。

☆北茂安局の市内局番は「9」

☆市外局番は「09428」

☆一部の電話番号が変更されました。臨時電話番号一覧は、鳥栖電報電話局に用意しています。

鳥栖電報電話局



## 安良川

### 砂防えん堤完成 井川口橋ももうすぐ

牛原町字井河口で延長180mにわたって、安良川崩落防止工事が行なわれていますが、3月末には砂防えん堤(堰)堤が完成しました。えん堤の有効高さ4.05m、長さ41.55m。同工事は鳥栖土木事務所が行なっているもので、総事業費3057万円。47年度に計11の一部を48年度に繰越しています。工事の内容は川床の傾斜をゆるやかにし、水流で岸が洗い流されやすかったを防ぐもので、土木事務所では、雨季前に完成させるとしています。

ここは47年7月豪雨で木造の井川口橋が流失したところで、市は橋の建設を土木事務所の工事と同時に行なうよう事務所に286万2000円で委託しています。

## 市採石場を閉鎖

### ＝ 雨季前に防災工事を ＝

牛原町の鳥栖市採石場は、3月31日で閉鎖されました。同採石場は昭和32年10月、市道補修用の土砂や砕石をとるため開設されたものですが、近隣の町村や業者からの購入もあり、34年には特別会計を設け、40年ごろからは年間200万円～300万円の収益を上げてきました。

しかし、ここ数年の間同採石場付近に2箇所も民間の採石場ができたことか川の汚濁や水田への土砂流入またはダンプによる交通事故など、市民の被害が続出。さらに自然を守ろうという世帯が高まっている今日、市自体が、自然破壊に加担するような採石業を続けるの

は矛盾した行ないといえます。

以上のような理由から、市採石場は閉鎖されたのですが、放っておけば、土砂流出による水田などの被害が心配されますので、ことしの雨季までに、擁護壁など防災工事を400万円で行なうことになっています。今後の市道補修用の原材料は、市採石場でまかなっていたのと、そう変わらぬ程度の経費で購入する見通しもついています。また、緊急用としておよそ3000立方位程度は用意しておきます。

## 土採取条例決る

### 15日前までに届け出ること

47年12月市議会に提案され、継続審査になっていた「土採取条例」は3月市

議会で原案どおり可決され、5月1日から施行されます。

この条例は、土の採取によって起こる崩壊や流出などの災害および生活環境の破壊を防止しようという目的で制定されたもので、全国でも数少ない条例であります。全文は19条ありますが、あらましは次のとおりとなっています。市民みなで監視して、鳥栖市の自然と生活環境を守って行きましょう。

なお、罰則規定があり最高10万円までの罰金があります。

#### <採取計画の届出>

▼埋土または盛土に使う土を市内で採取しようとする土採取業者は、業務を始める15日前までに、採取計画を市役所都市計画課に届け出ることになっています。様式、内容は定まったものがあります。

▼すでに土を採取していたり、準備をしたりしている業者は、条例が施行される5月1日から15日以内に届出を出すことになっています。

#### <標識の掲示>

土採取中は、採取場の見やすい場所に

よこ1枚、たて70以上の標識をかかげなければなりません。

#### <跡地の処理>

土採取を完了したら、7日以内に市役所に届けるとともに、跡地の十分な防災処置と緑の復元を行なうことになっています。

この条例の目的を遂行するため、市長には次のような権限があり、厳重に取締ることができるようになっています。

▼土の前堤等の防止上必要があるときは、期限を定めて、土の採取方法の変更など必要な処置を命じることができる。

▼上記の命令に従わない業者には、土採取の停止を命じることができる。

▼災害防止のため、必要な限度において市の担当職員に、現場の事務所、土採取場などに立ち入り、帳簿、書類その他を検査させたり質問させたりすることができる。

▼大量の土採取が行なわれる場合には、業者その他の関係者と協定を結ぶ。

▼住民の生活環境が著しく破壊されたりそのおそれがあるとき、市長は関係行政機関等にたいし、必要な措置を要請できる。

## 市道の反覆使用に基準

市は近く「市道反覆通行に関する措置基準」を告示することになっています。これは建設事業が活発になるにつれ、土砂運搬等の大型車の通行が増え、そのため、市道が早くいたんだり、交通に危険が伴ったりしていますので、これらを防止するものです。

このため、同じ市道で一定期間、くり返し車を通行させようとするときは、市役所建設課に、10日前までに申請書を出してもらい、必要事項を事前にとり決めます。おもな内容は次のとおりです。

○運転時間は午前8時～午後5時が原則。  
○経路の市道や橋、暗きなどの構造物を損傷したときは、ただちにもとどりに修繕する。

○反覆通行の開始前あらかじめ市道や構造物の補強が必要な場合は、反覆通行者が補強する。

○交通に支障のないようにすることはもちろん、出入口、交差点、曲り角、学校付近その他通学道路等には、とくに交通整理員を配置すること。

○土ホリ防止のためには散水、防じん剤散布など適切な処置をとること。

○反覆通行の許可期間は6か月以内。

文化財第一号に西法寺の門



46年3月に制定された「鳥栖市文化財保護条例」に基づく、市の重要文化財第一号に、蔵上町、西法寺(さいほうじ)の「四脚門」が指定されました。市文化財調査委員の調査報告によると、こ

の四脚門は江戸時代末期の寛文年間(1661~1672)前後の建造と推定され、鳥栖地方に残存する数少ない同時代のもの中でも、とくにすぐれた建築物であります。総ケヤキ造り、屋根は切妻造りの本瓦ぶき、頂上の両端にシャチ、屋根の四すみにカラジシを配しています。全般的に重厚で華麗な印象を与えるものであります。

これから夏に向けて、上水道の使用量が増えますが、そうなるに配水管

内を流れる水量や流速が急になり、管内の水がカなどがはがれ、にがり水が出てくることがあります。市水道課はこの防止のため、4月12日から30日まで、洗管作業を進めています。やむを得ず断水や水圧低下、減水などでご迷惑をかけることがあります。とくに食品営業、医療機関にはご迷惑と存じますが、ご理解のうえでご協力くださるようお願いいたします。

作業後も、にがり水が出るおそれがありますので、十分ご注意ください。

おねがい

- 1 作業期間中は、とくに「火の用心」を厳重に。
- 2 断水やにがり水のおそれがありますので事前に貯水してください。

市水の洗管をしています

3にがり水が出る間は、じょう口に布袋などを付けていただくようお願いいたします。

4月18日以降の洗管

- 18日(水) 京町、本通町、東町の一部 中央区
- 19日(木) 20日(金) 大正町、本鳥栖町、中央区
- 21日(土) 鶴田町、神辺町字合町、土井町
- 23日(月) 布津原町、蔵上町、宿町、事業団宿舍
- 24日(火) 壺方町、柳園地
- 25日(水) 曾根崎町
- 26日(木) 田代外町、田代外町住宅 田代大宮町、神辺団地

市役所の人事異動

市は4月7日付で市職員77人の異動を行ない、同時に36人の新採用者を配置しました。おもな異動は次のとおり。

▼企画課長=松枝善光(市民課長)▼  
 税務課長=古沢義之(会計課長)▼市民課長=権藤梅太(税務課長)▼会計課長=古川辰己(教委総務課長兼社会教育課長)▼教委総務課長=山下茂人(鳥栖三養基地区消防事務組合)▼同社会教育課長=篠原真(企画課長補佐)▼総務課長補佐=溝渕寿雄(財政課長補佐兼財政係長)▼鳥栖三養基地区消防事務組合(課長補佐待遇)▼職員係長兼秘書係長▼企画課参事=野口弘人(農委事務局次長)▼財政課長補佐兼財政係長=原裕定(企画係長)▼建設課長補佐=稲

益和則(文書係長兼庶務係長)▼商工課長補佐=久保敏明(建設課長補佐)▼農委事務局次長=黒田武人(商工課長補佐)▼総務課庶務係長=幸田哲司(総務課)▼同文書係長=宇佐良則(建設課監理係長)▼総務課主査(国体事務担当)=鬼木俊夫(教委社会体育係長)▼総務課秘書係長=小林成臣(企画課調査係長)▼総務課職員係長=樋口邦雄(総務課)▼企画課企画係長=渡辺直邦(水道課監理係長)▼企画課主査=成瀬昭文(都市計画課主査)▼同調査係長=古賀隆吉(税務課)▼税務課庶務係長=中川原武久(教委社会教育係長)▼市民課主査=古賀義隆(衛生課)▼環境課応急処理係長=手島利昭(税務課)▼同緑化係長=野崎重男(農林課)▼同課主査=筑島博(建設課主査)▼建設課監理係長=松永守一(建設課)▼同課住宅係長=田中稔彦(税務課)▼同道路管理係長=森永重雄(探

市上水道 鉛工技能士のテスト

3月27日、市役所グラウンドで、市水道指定工事店の、鉛工技能士認定試験がありました。これは指定水道工事店の技術向上をはかるため、市水道条例に基づいて行なわれたもので、参加者は32人。上水道開始当時、1回目が行なわれており今回は2回目。4月中旬に結果が分ります。写真(下)はテスト風景



- 27日(金) 田代上町、田代本町、柚比町、田代新町、田代川町
- 28日(土) 松原町、桜町
- 30日(月) 原町、郷方町、幡崎町

ガン検診

ガン予防の検診を次のとおり行ないます。予定人員を越えたときは、期日前でもしめきりますのでご了承ください。申込みは市役所衛生課予防係(電話03111内線228) 料金は250円で、検診日にいただきます。

5月の検診

区分	子宮ガン	月ガン
検診日	5月8日	5月4日
人員	120人	100人
しめきり	4月27日	4月27日

ゴミ収集日を変更

4月30日(月曜)は、祝日くりのへの休日のため、この日のゴミ収集地区の分は4月28日(土曜)にくり上げて集めます。ご注意ください。5月3日の祝日は平常どおり作業をします。

不用犬の買上げ料上がる

市の不用犬買上げ代金が4月から引上げられ、次のように決まりました。  
 ◎成犬 1頭につき300円(旧100円)  
 ◎子犬 " 100円(旧50円)  
 不用犬買上げは、野犬撲滅対策の一つとして行なっているものです。引越して処置に困る犬やもらい手のない子犬などお困りの節はぜひ市役所衛生課におつれください。このような犬を放置すると野犬になり、わたしたちに被害を与えることとなりますので協力ください。

**国保保険証の切替を早く**

回覧、国保だよりなどでお知らせをし、各地区で3月15日から23日まで、国民健康保険証の切替えをいたしました。まだ切替えをしていない人がありますので、早く切替えをしてください。古い保険証は、3月31日で無効になり、使用することができません。

市民課国民健康保険係

石場長)▼勤労青少年ホーム館長=中島久(商工課主査)▼水道課監理係長=山下武夫(財政課)▼教委総務課主査=篠原真(建設課建築係長)▼同社会教育係長=豊増 錦典(税務課庶務係長)▼同

社会体育係長=堤孝弘(税務課)▼同社会教育課主査=福永静雄(教委社会教育課)▼監査委員事務局次長=松隈雄一(監査委員事務局)

どうぞよろしく 新課長です



教育委員会事務局総務課長=山下茂人さん(47歳)=昭和25年、鳥栖町役場に就職。市になってからは税務課、総務課などを経て34年監査委員事務局次長、その後総務課庶務係長、人事係長、商工係長、管財係長を歴任し45年、都市計画課長補佐、さらに衛生課長補佐、総務課課



教育委員会事務局社会教育課長=篠原真さん(47歳)=昭和29年鳥栖町役場に就職。市議会事務局、総務課、教育委員会事務局を経て35年総務課広報係長、さらに秘書広報係長、文書係長、企画統計係長(課長補佐待遇)を経て48年1月から企画課長補佐。住所は藤木町。

工場・出荷額増やす

区 分	基準年次(45年)	目標年次(60年)	60/45年
事業所数	134事業所	260事業所	1.94
従業者数	6,177人	13,000人	2.10
出荷額	508億6700万円	3000億円	5.90
従業者1人当り出荷額	823万4000円	2307万7000円	2.80

工業出荷額

工業振興と人口増に期待

区 分	基準年次(45年)	目標年次(60年)	60/45年
卸売業	従業者 435人 商品販売額 31億4500万円 従業者1人当り販売額 723万円	2,800人 498億2000万円 1779万3000円	6.44 15.84 2.46
小売業	従業者 2,606人 商品販売額 80億5000万円 従業者1人当り販売額 308万9000円	3,500人 212億5000万円 607万1000円	1.34 2.64 1.97
合計	従業者 3,041人 商品販売額 111億9400万円 従業者1人当り販売額 368万1000円	6,300人 710億7000万円 1128万1000円	2.07 6.35 3.06

商業販売額

# 秩序ある街づくり

## 第4章 都市基盤の整備

市民のための住みよい区画、効率的な産業配置と土地利用、機能的な交通通信体系など計画的な市街地の形成をはかり用水、公園、電力、都市ガスなどの確保と防災態勢の強化をすすめる。

よび土地利用計画は、総合計画図で定め、区分別の土地利用の推計は別表のとおりである。

### 2 公園計画

市民1人当り公園面積13平方メートルの確保につとめるため、次の計画をすすめる。

- ▼運動公園(総合グラウンド)としての用地の確保。
- ▼近隣公園…軽いスポーツと休息の場としての用地の確保。
- ▼児童公園…既存市街地内に、毎年用地を確保していく。
- ▼森林公園…自然を生かした森林公園の設置をはかる。
- ▼緑地…保育園、小中学校の緑化をはじめ、公共施設、工場等の緑化をはかる。
- ▼河畔公園…筑後川など河川敷を利用しサイクリング道の整備をはかる。
- ▼市民遊泳場…あずまや付近につくる
- ▼九千部周辺の登山道路、遊歩道の整備をすすめる。

### 【基本計画】

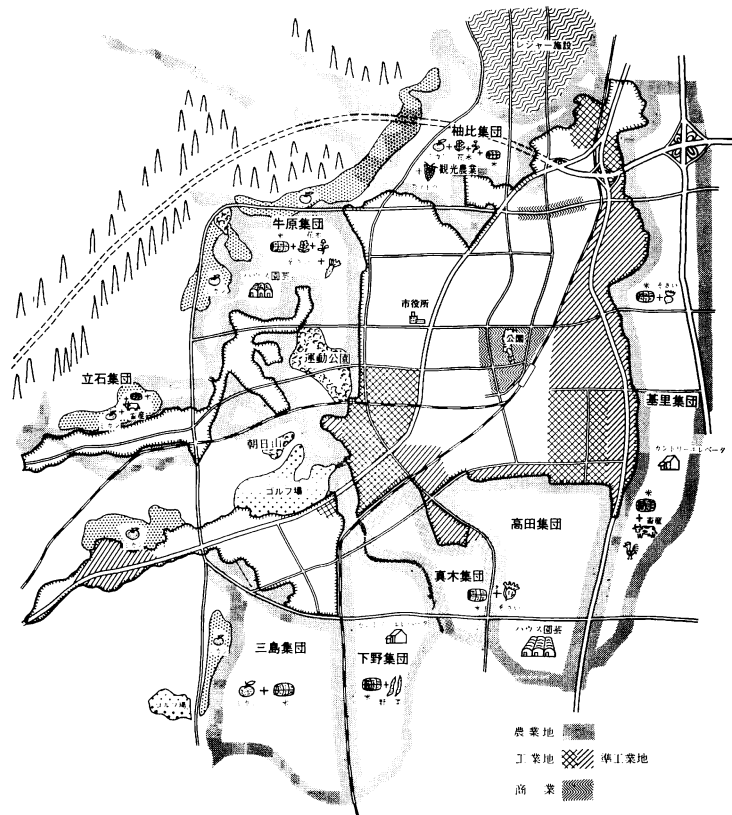
#### 1 土地利用

本市の市街化区域、市街化調整区域お

#### 土地利用の推計

区 分	昭和45年(22)	昭和60年(37)
農 地	2,211	1,485
宅 地	425	725
工業用地	123	350
山 林	2,566	2,461
その他	1,858	2,162
合 計	7,183	7,183

鳥栖市産業配置構想図



### 3 水の利用

#### ▼上水道用水

昭和60年の1人1日当り最大給水量は、現在の約2倍に当たる690ℓが見込まれるので、第一次拡張計画により、独自の取水施設を設けるなど拡充整備をはかる。

▼農業用水…筑後川水系水資源の開発を促進し、水利施設の整備と合理的水利体系の確立をはかる。

▼工業用水…佐賀県東部工業用水道からの取水余力があるので、地下水依存を工業用水へ切替えるようすすめる。

### 4 交通・通信

交通の要衝としての本市は半面、種々の車公害が増えるおそれがあるので、機能的な交通秩序の確立をはかるとともに、とくに生活道路は歩行者優先の整備をはかる。

#### 道 路

▼九州横断道の建設は、市民生活と自然の破壊をさけ、国道3号線に連結するインタチェンジの実現をはかる

▼国道3号線のバイパスの早期建設をはかる。

▼市街地から車公害を排除するための外郭環状線の建設をはかる。

▼鳥栖商工団地と高速道路とを結ぶ専用道路の新設をはかる。

▼県道佐賀、川久保、鳥栖線、同じく斐野、鳥栖停車場線、同じく甘木、鳥栖線、同じく白壁、江島線の拡幅と歩道の設置をはかる。

▼県道久留米、基山、筑業野線の4車線実現と未開通箇所の早期着工を促

進する。

▼周辺都市と連携した道路網の整備。

▼市道酒井西～真木線、鳥栖駅～桑の木添線、本鳥栖～布津原線、田代駅～古賀線などの街路事業を促進する。

▼市道永吉～藤木線の改良促進。

▼幅6m以上の道路に歩道の設置をはかり、街路樹の植樹をすすめる。

▼幅4.5m以上の市道の完全舗装をめざす。

▼河川堤とう(塘)や河畔などを利用したサイクリング道の建設をはかる。

▼主要道路のなかの木橋を永久橋にかけかえる。

### 鉄道

▼国鉄鳥栖駅および構内の整備と駅ビル建設をはかる。

▼新幹線の路線は生活環境保全を優先させる。

▼田代昌町、桜町、今泉町の踏み切りの立体交差および曾根崎町、真木町のガードの改良をはかる。

▼鹿兒島本線の複々線化と長崎本線の電化および各駅停車列車の増発をはかる。

▼市民の利便をはかるため、今町付近(鹿兒島本線)、布津原町付近(長崎本線)に停車駅の新設をはかる。

### バス

▼市内循環と隣接町とのバス運行の充実をはかる。

▼バスターミナルの建設。

▼郵便・電話

▼集配特定局や郵便ポストの増設をはかる。

▼1世帯に1台を目標に電話の増設をはかる。

はかる。

### 5 防災

▼砂防工事、造林事業の促進と河川改修を進め、河内ダムなどの保全をはかるとともに、市営採石場を廃止し民間採石場についてもきびしく規制する。

▼消防力の充実と近代化をはかる。

▼水防施設の整備と水防態勢の強化をはかる。

▼防犯協会の育成をはかる。

### 6 電力

▼各種産業の進出、振興、人口増加、生活文化の向上に対処する電力の確保と、供給サービスの改善をはかる。

### 7 ガス

▼安全の確保と安定した供給によって、市民サービスの向上につとめる。

## 基本構想に対する市議会の付帯意見(要約)

1 昭和60年の、市のあるべき姿を想定したというのが、この構想は日本列島改造論の先取りではないか。もしそうでないというのなら、鳥栖市独自の観点に立った構想の中に「いのちとくらしを守る」ための基本姿勢がもっと強く打ち出されるべきである。

2 「経済優先に対する国民のきびしい反省は、人間尊重と福祉優先を希求する施策を指向している」とあるが、これは本末顛倒。一般論として経済優先と人間尊重を同列に論ずべきではなく、生命の尊厳と福祉優先こそ冒頭にかかげるべきである。

3 市の農業は、新都市計画の線引き、高速道建設、流通地帯化、中核都市の候補地などで、いちじるしくおびやかされている。にもかかわらず、農業が単に各産業として取扱われているのは遺憾である。市の将来あるべき姿に農業振興を示唆すべきであった。

以上のような強い意見があったが、同基本構想は、内外の有識者で構成された総合計画審議会の答申を得たものであるから、これらの意見については執行部でも素直な態度で受けとめ、今後の実施計画に考慮されるよう望む。

## 調和のとれた産業振興

### 第5章 産業の振興

理想的な都市像「みどりの産業都市、づくりは、工業を中心として、農業、商業が共存するものでなければならぬ」ので、単に経済規模を拡大成長させるだけでなく、経済的質的向上により、市民の高福祉を実現するための産業基盤の充実と振興を積極的に促進する。

#### 1 農業

農業振興地域を定め、基盤整備を進めるとともに適地適産と近郊型農業の振興をはかる。また、都市化進行に伴う兼業化や離農者対策につとめる一方、「みどりの産業都市、づくりの主役になる緑化産業の推進をはかる。

#### 〔基本計画〕

- (1) 平地農業地帯
  - 土地基盤整備が完了した生産性の高い米作適地帯で、機械化などによる経営の合理化と集団の生産組織の育成をはかる。また、カンントリーエレベーターなどの高性能の農業生産施設を導入し、農協の請負耕作、農地の用排水分離設備を行ない、裏作利用や畜産の振興につとめる。
  - ①高田集団—水稲、そさい

- ②真木集団—水稲、そさい
- ③下野集団—水稲、そさい
- ④三島集団—水稲、果樹
- ⑤基里集団—水稲、畜産
- (2) 山麓地帯
  - 基盤整備と経営規模の拡大をはかり、米作のほか花木、そさい、果樹など高生産性農業をすすめる。
  - ⑥抽比集団—水稲、果樹、花木

観光農業

- ⑦牛原集団—水稲、花木、そさい
- ⑧立石集団—水稲、果樹、畜産

▼農出荷施設を整備し、農作物価格安定制度の確立をはかる。

▼優良母樹園、花木の共同育苗、植木流通センターなどを設置する。

▼農民研修と農事相談室の設置をはかる。

▼筑後川下流域の土地改良事業に伴う農業用水路の整備をはかる。

▼造林をはかり治山、治水の機能を高める。

#### 2 工業

▼無公害で付加価値の高い知識集約型産業の導入をはかり、計画的に用地を造成し、みどり豊かな工業地帯の形成につとめる。

#### 〔基本計画〕

企業の立地に当っては、有望な内陸型工業の誘導をはかり、周辺地帯との調和による計画的立地を推進する。また、既存企業の振興育成とともに、居住区に混在する事業所の集約化を促進する。とくに企業の公害防止については十分な対策を強化する。

▼農業労働力の雇用、とくに中高年齢層の雇用促進と労働力の定着につとめる。

▼労働条件の向上、労働環境の改善をはかる。

#### 3 商業

▼商業者の自覚喚起につとめ、中心街を立体的に開発して魅力ある商店街を形成するなど、商業の集積効果を高める。

#### 〔基本計画〕

▼都市間の時間距離の短縮によって、消費構造はいちじるしく流動し、市外での消費傾向はさらに強まるものと予想されるので、商店の協業化、大型化などをその利用につとめる。

▼また鳥栖工団地には、卸売団地などの機能を併設して、商業の集積と地元への経済効果を高めるようつとめる。

▼市民の購買力の吸収と販路拡張をはかる。

▼鳥栖駅前一帯の再開発を促進し、中心

商業地区の形成をはかる。

▼中央市場、東町商店街、銀鳥—福銀支店一帯の再開発を促進し、中心商業地区の形成をはかる。

▼中小企業の近代化をはかる。

#### 4 観光

▼自然と市民生活をそこなうことがないような観光開発を配慮し、既設の整備とその利用につとめる。

#### 〔基本計画〕

▼自然条件と地の利を生かした健康的な観光開発をはかる。

▼既存施設の整備充実をはかる。

▼みやげ品等、物産の開発育成をはかる。

## 市民サービスの増進

### 第6章 行、財政の運営

行政に対する住民要求が日々に強まっているなかで、行政能力と市民サービスを高めるために、先ず機能的組織の確立と職員質向上を積極的にすすめる。

また、この計画達成のため、財源の確保をはかり、さらに事務の効率、効率化につとめるとともに、日常生活圏の広域化に対応した広域行政をすすめる。

#### 〔基本計画〕

#### 1 行政

▼適正規模による行政区の再編成を、学区と並行して行なう。

▼行政機構の改革と総合調整機能の強化をはかる。

▼事務効率と精度を高めるため、電子計算機を導入する。

▼広報活動により、正しい世論をつくり出し、あらゆる形で市民との対話を深めて、行政に反映させる。

▼隣接市町村との機能分担や広域共同処理をすすめるながら、適当な時点をとらえて合併について検討する。

#### 2 財政

▼長期計画的な配慮のもとに、健全で積極的財政をつらぬく。

▼経費の効率化と重点的執行をはかる。

▼国、県と市との間の経費負担関係を正常化し、自己財源の確保をはかる。

#### 3 土地開発公社の設立

▼「公有地の拡大推進法」に伴い、従来の鳥栖市開発公社の改組を行ない、積極的に公共用地の先行取得をはかる。

### 青少年柔道大会ひろく

市長杯争奪の市内青少年柔道大会が行なわれます。受付は当日会場です。ふるってご参加ください。

○とき 4月29日(日曜)

受付 午後零時30分から

試合開演 午後1時

○ところ 鳥栖警察道場(元町)

○主催 鳥栖市体育協会

○問合せ 布津原町 緒方勝一 (電話③3417)